

## 令和2年3月市議会定例会提出予定案件

### (議案)

- 1 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 2 茨木市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の制定について
- 3 茨木市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 4 茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 5 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 6 茨木市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 7 茨木市職員遺族退職年金条例の廃止について
- 8 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 9 茨木市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 10 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 11 茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 12 茨木市手数料条例の一部改正について
- 13 茨木市西安威二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 14 茨木市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 15 茨木市営住宅条例の一部改正について
- 16 茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 17 金融機関の指定について
- 18 工事請負契約締結について（市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務）

- 19 財産区財産の処分について
- 20 不動産（土地）取得について（安威川ダム周辺整備用地）
- 21 令和元年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第4号）
- 22 令和元年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 23 令和元年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 24 令和元年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 25 令和元年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 26 令和元年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第1号）
- 27 令和元年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第1号）
- 28 令和2年度大阪府茨木市一般会計予算
- 29 令和2年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 30 令和2年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 31 令和2年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 32 令和2年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 33 令和2年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
- 34 令和2年度大阪府茨木市水道事業会計予算

議案第 4 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
<p>○ 災害弔慰金の支給等に関する法律の改正等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な改正内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>災害援護資金に係る規定の追加               <ul style="list-style-type: none"> <li>①未済額の償還に係る免除要件として、破産手続開始・再生手続開始の決定を受けた場合を追加</li> <li>②市が償還金の支払猶予や免除の是非を判断する場合において、本人・保証人の収入や資産の状況についての報告や、官公署に対して資料提出を求めることができる旨を規定</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 公布の日</li> </ul>	
議案第 5 号	茨木市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の制定について
<p>○ 水防法に基づき、浸水想定区域内の大規模な工場等を地域防災計画に位置付けることにより、自主的な浸水防止の取組を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制定内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域内にある民間事業者により自主的な浸水防止の取組を促すため、当該事業者からの申出があった場合、対象となる工場等の名称・所在地を地域防災計画に位置付けるにあたり、用途・規模を規定               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 用途 工場、作業場又は倉庫</li> <li>イ 規模 延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 公布の日</li> </ul>	

議案第 6 号	茨木市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について						
<p>○ 会計年度任用職員に係るサービスの宣誓方法を規定することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容            会計年度任用職員に係るサービスの宣誓方法を任命権者等が定めることができる旨を追加            （実施方法：任用時に任命権者等に署名した宣誓書を提出等）</li> <li>・ 施行日 令和2年4月1日</li> </ul>							
議案第 7 号	茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について						
<p>○ パートタイム会計年度任用職員の職を再編するための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容            廃止する職及び報酬額</li> </ul> <table border="0" data-bbox="207 1187 957 1321"> <tr> <td>ア 学習サポーター</td> <td>日額 4, 580円</td> </tr> <tr> <td>イ 学校図書館支援員</td> <td>日額 4, 100円</td> </tr> <tr> <td>ウ 中学校生徒指導支援教員</td> <td>日額 12, 140円</td> </tr> </table> <p>（ア～ウ：スクールサポーターとして再編）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行日 公布の日</li> </ul>		ア 学習サポーター	日額 4, 580円	イ 学校図書館支援員	日額 4, 100円	ウ 中学校生徒指導支援教員	日額 12, 140円
ア 学習サポーター	日額 4, 580円						
イ 学校図書館支援員	日額 4, 100円						
ウ 中学校生徒指導支援教員	日額 12, 140円						

議案第 8 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○ 任期付職員の給与制度を見直すための所要の改正

・主な改正内容

再度の任用時に上位へ格付けできるよう任期付職員の給料表等を改正

〈現 行〉

1 級：単一号給 1 5 7, 2 0 0 円 ～ 8 級：単一号給 2 8 6, 5 0 0 円

〈改正後〉

1 級： 1 号給 1 7 7, 0 0 0 円 ～ 6 号給 2 0 1, 2 0 0 円

2 級： 1 号給 2 0 6, 0 0 0 円 ～ 6 号給 2 2 8, 1 0 0 円

3 級： 1 号給 2 6 1, 6 0 0 円 ～ 6 号給 2 8 7, 4 0 0 円

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

議案第 9 号

茨木市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○ 会計年度任用職員の公務災害補償額に係る規定の追加に伴う所要の改正

・改正内容

補償基礎額の算定の区分に「給料を支給される者」（フルタイム会計年度任用職員）を追加

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

議案第 10 号	茨木市職員遺族退職年金条例の廃止について
<p>○ 遺族退職年金の支給の終了に伴う条例の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止理由 遺族退職年金の受給者が亡くなられたことにより、本条例の対象者が存在しなくなったため 〈支給対象者〉 昭和 29 年 12 月 31 日以前に採用され、昭和 37 年 11 月 30 日以前に退職した職員の遺族</li> <li>・ 施行日 公布の日</li> </ul>	
議案第 11 号	茨木市附属機関設置条例の一部改正について
<p>○ 附属機関を新設するための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 新たに設置する附属機関 茨木市生涯学習施策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 担当事務 生涯学習に係る計画の策定、推進及び見直しに関する事項その他生涯学習に関する事項についての審議に関する事務</li> <li>イ 構 成 員 15 人以内（市民、学識経験者、関係団体から推薦された者、市立学校長を代表する者）</li> <li>ウ 任 期 2 年</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 令和 2 年 4 月 1 日</li> </ul>	

議案第 12 号	茨木市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
<p>○ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①印鑑の登録を受けることができない者として規定されている「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正</li> <li>②印鑑登録原票等について、法令又は条例の規定に基づく請求があった場合に、閲覧に供することができる旨を追加</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 公布の日</li> </ul>	
議案第 13 号	茨木市国民健康保険条例の一部改正について <span style="float: right;">19 頁参照</span>
<p>○ 国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①低所得者に対する保険料軽減制度の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 5割軽減…軽減対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を、現行の28万円から28.5万円に引き上げ</li> <li>イ 2割軽減…軽減対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を、現行の51万円から52万円に引き上げ</li> </ul> </li> <li>②条例で引用している法施行令の改正に伴う賦課限度額の改定 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 基礎賦課限度額の引上げ (現行) 61万円 → (改正後) 63万円</li> <li>イ 介護納付金賦課限度額の引上げ (現行) 16万円 → (改正後) 17万円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 令和2年4月1日</li> </ul>	

## ○ 放課後児童支援員の経過措置に係る規定を改正するための所要の改正

## ・ 改正内容

放課後児童支援員の要件である「都道府県知事等が行う研修を修了したもの（修了を予定しているみなし支援員を含む）」の経過措置に係る規定を改正

①「研修の修了を予定しているみなし支援員」の範囲について、「令和2年3月31日までに修了することを予定している者」を「放課後児童支援員として従事すべき日の属する年度の翌年度の末日までの間で市長が指定する日までに修了することを予定している者」に改正

②経過措置の適用期間を「施行の日から令和2年3月31日まで」から「当分の間」に改正

・ 施行日 令和2年4月1日

## ○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴う所要の改正

## ・ 主な改正内容

住宅・建築物の省エネルギー対策の強化に向けて各種施策の実効性を高めるため、手数料に係る規定を改正

①低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の算定の基準となる床面積について、共同住宅等において住宅の共用部分を評価に含めない場合は、その部分を除いた床面積を基準とする旨を規定。

②建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の手続に係る手数料を新設

ア 複数建築物の認定に係る手数料を規定

イ 複数建築物において、軽微な変更を行うときの証明書の交付に係る手数料を規定

ウ 建築物エネルギー消費性能向上計画等における合理的な評価方法を用いた場合の手数を規定

・ 施行日 公布の日

○ 区域内における建築物の制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。

・主な制定内容

①適用区域 西安威二丁目地区地区計画の区域内

②用途の制限（建築できない建築物）

[文教地区]

ア 寄宿舍、学校、認定こども園、保育所、これらの建築物に附属するもの以外の建築物

[施設導入地区]

イ 一戸建ての住宅、長屋建ての住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿（建築物内の施設利用者の就寝用施設を除く。）

ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

エ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの

オ ホテル又は旅館

カ 自動車教習所

キ 畜舎（床面積の合計が 15 m<sup>2</sup>未満のものを除く。）

ク マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

ケ カラオケボックスその他これに類するもの

コ 倉庫（建築物に附属する倉庫を除く。）

サ 自動車修理工場

③罰則 規定に違反した場合、500,000 円以下の罰金

・施行日 公布の日

## ○ 道路構造令の改正に伴う所要の改正

## ・ 主な改正内容

自転車通行帯の設置基準等を規定

ア 「自動車及び自転車の交通量が多い道路」は、やむを得ない場合を除き、車道の左端寄りに自転車通行帯を設置

イ 「自転車の交通量が多い道路」又は「自動車及び歩行者の交通量が多い道路」で、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、やむを得ない場合を除き、車道の左端寄りに自転車通行帯を設置

ウ 自転車通行帯の幅員は 1.5m 以上とし、やむを得ない場合は 1 m まで縮小できる

エ 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通状況を考慮して定める

## ・ 施行日 公布の日

議案第 18 号	茨木市営住宅条例の一部改正について
<p>○ 民法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 市営住宅の明渡請求について定める規定について、不正入居者に対して徴収することができる金銭に係る利率を「年5分の割合」から「法定利率」に改正</li> <li>・ 施行日 令和2年4月1日</li> </ul>	
議案第 19 号	茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 茨木市立玉櫛コミュニティセンター</p> <p>○ 指定管理者 茨木市沢良宜東町5番39号 玉櫛小学校区地域協議会</p> <p>○ 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（1年間）</p>	

議案第 20 号	金融機関の指定について
<p>○ 本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う金融機関の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年度 株式会社 三井住友銀行</li> <li>・令和 3 年度 株式会社 りそな銀行</li> </ul>	
議案第 21 号	工事請負契約締結について（市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務） <div style="text-align: right;">21 頁参照</div>
<p>○ 契約の方法 随意契約</p> <p>○ 契約の金額 15,136,000,000 円</p> <p>○ 契約の相手方 大阪市中央区本町四丁目 1 番 13 号 竹中工務店・伊東豊雄建築設計事務所 共同企業体 代表者 株式会社竹中工務店 大阪本店 執行役員本店長 <small>ちょうの しげと</small> 丁野 成人</p> <p>○ 工事場所 茨木市駅前三丁目 9 番</p> <p>○ 工事内容 新施設及び広場設計・施工業務 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上 7 階建 建築面積 4,023.2 m<sup>2</sup> 延床面積 17,639.0 m<sup>2</sup> 基本設計、実施設計、工事監理、建築工事、電気設備工事、 機械設備工事、昇降設備工事、外構工事、大屋根新設工事、 植栽工事、既設撤去工事、関連整備工事 各一式</p> <p>○ 業務完了予定日 令和 6 年 2 月 29 日</p>	

議案第 22 号	財産区財産の処分について	22 頁参照
<p>○ 茨木市大字生保財産区財産の一部について、安威川ダム周辺整備事業のため処分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分の金額            1 8 5 , 5 7 1 , 8 0 3 円</li> <li>・ 処分の相手方        茨木市（茨木市駅前三丁目 8 番 1 3 号） 茨木市長臨時代理者 茨木市副市長    井 上 茂 治</li> <li>・ 処分財産            茨木市大字生保 1 番 1 外 1 筆（面積 1 3 , 5 4 8 . 6 9 m<sup>2</sup>）</li> </ul>		
議案第 23 号	不動産（土地）取得について（安威川ダム周辺整備用地）	22 頁参照
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取得の金額            3 1 1 , 3 4 3 , 0 2 8 円</li> <li>○ 取得の相手方        ①茨木市大字生保財産区 ②地権者 1 名</li> <li>○ 取得予定日           議決の日</li> <li>○ 取得の物件           ①所在地    茨木市大字生保 1 番 1 及び 5 2 番 1 地 目       山林 面 積       1 3 , 5 4 8 . 6 9 m<sup>2</sup> ②所在地    茨木市大字車作 1 3 5 番 1 地 目       山林 面 積       9 , 2 7 5 . 0 5 m<sup>2</sup></li> </ul>		

○ 補正額 1,472,706 千円（補正後 95,079,159 千円 － 補正前 93,606,453 千円）

## （歳入）

・市税	200,000 千円
・地方譲与税	10,000 千円
・利子割交付金	△20,000 千円
・配当割交付金	40,000 千円
・地方消費税交付金	△130,000 千円
・ゴルフ場利用税交付金	9,000 千円
・自動車取得税交付金	20,000 千円
・地方交付税	284,749 千円
・交通安全対策特別交付金	△8,000 千円
・分担金及び負担金	468 千円
・使用料及び手数料	△6,933 千円
・国庫支出金	56,798 千円
・府支出金	△18,366 千円
・財産収入	99,104 千円
・寄附金	102,740 千円
・繰入金	△263,022 千円
・諸収入	167,468 千円
・市債	928,700 千円

## （歳出）

・人件費	27,053 千円
・物件費	△55,949 千円
・扶助費	△230,289 千円
・補助費等	127,243 千円
・投資的経費	1,739,711 千円
・その他の経費	△135,063 千円

## ・継続費補正

（変更）西河原市民プール維持補修事業	△20,870 千円	総額・年割額変更
（変更）JR総持寺駅周辺整備事業（総持寺駅前線）	△9,407 千円	総額・年割額変更
（変更）JR総持寺駅周辺整備事業（総持寺駅前線）（その2）		年割額変更
（変更）橋梁新設改良事業（あけぼの橋）		年割額変更
（変更）道路新設・改良事業（補助分）（天王一丁目沢良宜西二丁目線）		期間・年割額変更

## ・繰越明許費補正

（追加）市民体育館空調設備等改修事業	138,246 千円
（追加）南市民体育館駐車場整備事業	65,000 千円
（追加）西河原市民プール改修事業	13,512 千円
（追加）五十鈴市民プール改修事業	8,250 千円
（追加）男女共生センター空調設備等改修事業	267,112 千円
（追加）障害福祉センター空調設備等改修事業	62,476 千円
（追加）斎場空調設備等改修事業	104,567 千円
（追加）安威川ダム周辺整備制度設計等検討事業	17,539 千円
（追加）水路改修事業（谷山水路）	45,000 千円
（追加）小学校屋内運動場改修事業	27,958 千円
（追加）小学校プール改修事業	10,364 千円
（追加）小学校営繕事業（トイレ改修）	324,500 千円
（追加）小学校営繕事業（エレベーター設置）	90,200 千円
（追加）小学校営繕事業（外壁・屋上防水改修）	191,100 千円
（追加）小学校通信ネットワーク整備事業	612,000 千円
（追加）中学校営繕事業（トイレ改修）	123,600 千円
（追加）中学校営繕事業（外壁・屋上防水改修）	102,200 千円
（追加）中学校通信ネットワーク整備事業	265,000 千円
（追加）青少年センター空調設備改修事業	7,040 千円
（追加）住宅改修支援事業	14,900 千円

## ・債務負担行為補正

（変更）私立保育所等建設補助事業	370,166 千円 → 391,719 千円	限度額変更
------------------	-------------------------	-------

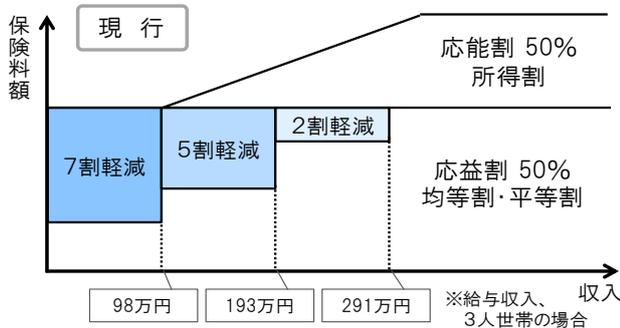
議案第 25 号	令和元年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 185,572 千円（補正後 5,155,758 千円 － 補正前 4,970,186 千円）			
(歳入)		(歳出)	
・財産収入	185,572 千円	・諸支出金	148,458 千円
		・繰出金	37,114 千円
議案第 26 号	令和元年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 684,015 千円（補正後 27,484,718 千円 － 補正前 26,800,703 千円）			
(歳入)		(歳出)	
・国庫支出金	51 千円	・総務費	△12,035 千円
・府支出金	692,422 千円	・保険給付費	678,041 千円
・繰入金	△179,948 千円	・保健事業費	18,009 千円
・繰越金	171,490 千円		
議案第 27 号	令和元年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 △7,952 千円（補正後 4,027,623 千円 － 補正前 4,035,575 千円）			
(歳入)		(歳出)	
・後期高齢者医療保険料	246 千円	・総務費	△7,952 千円
・繰入金	△8,811 千円		
・諸収入	613 千円		
議案第 28 号	令和元年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 △43,891 千円（補正後 18,744,341 千円 － 補正前 18,788,232 千円）			
(歳入)		(歳出)	
・介護保険料	△197,386 千円	・総務費	△24,189 千円
・国庫支出金	44,883 千円	・要介護認定費	5,081 千円
・支払基金交付金	△53,715 千円	・保険給付費	△85,220 千円
・府支出金	△36,651 千円	・地域支援事業費	△127,333 千円
・繰入金	△44,824 千円	・基金積立金	209,260 千円
・繰越金	243,802 千円	・諸支出金	△21,490 千円

議案第 29 号	令和元年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第 1 号）
○ 収益の収支 ・ 収入 275,682 千円（補正後 7,471,460 千円－補正前 7,195,778 千円） ・ 支出 △30,288 千円（補正後 6,233,324 千円－補正前 6,263,612 千円）  ○ 資本の収支 ・ 収入 △305,166 千円（補正後 2,680,455 千円－補正前 2,985,621 千円） ・ 支出 △284,334 千円（補正後 5,082,319 千円－補正前 5,366,653 千円）	
議案第 30 号	令和元年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
○ 収益の収支 ・ 収入 0 千円（補正後 5,754,377 千円－補正前 5,754,377 千円） ・ 支出 74,689 千円（補正後 5,069,465 千円－補正前 4,994,776 千円）  ○ 資本の収支 ・ 収入 0 千円（補正後 261,026 千円－補正前 261,026 千円） ・ 支出 △20,000 千円（補正後 2,798,922 千円－補正前 2,818,922 千円）	
議案第 31 号	令和 2 年度大阪府茨木市一般会計予算
○ 予算総額 93,650,000 千円（対前年度比 1.7%増）  前年度（当初）92,050,000 千円	
議案第 32 号	令和 2 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
○ 予算総額 5,031,427 千円（対前年度比 1.2%増）  前年度（当初）4,970,186 千円	
議案第 33 号	令和 2 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
○ 予算総額 26,907,712 千円（対前年度比 0.4%増）  前年度（当初）26,800,703 千円	

議案第 34 号	令和 2 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
<p>○ 予算総額 4, 3 4 1, 6 8 6 千円 (対前年度比 7. 6 %増)</p> <p>前年度 (当初) 4, 0 3 5, 5 7 5 千円</p>	
議案第 35 号	令和 2 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
<p>○ 予算総額 1 9, 6 0 5, 6 5 0 千円 (対前年度比 4. 4 %増)</p> <p>前年度 (当初) 1 8, 7 8 8, 2 3 2 千円</p>	
議案第 36 号	令和 2 年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
<p>○ 予算総額 1 1, 2 4 1, 0 7 1 千円 (対前年度比 3. 3 %減)</p> <p>前年度 (当初) 1 1, 6 3 0, 2 6 5 千円</p>	
議案第 37 号	令和 2 年度大阪府茨木市水道事業会計予算
<p>○ 予算総額 7, 7 6 2, 5 4 7 千円 (対前年度比 0. 7 %減)</p> <p>前年度 (当初) 7, 8 1 3, 6 9 8 千円</p>	

## 茨木市国民健康保険条例の一部改正について

低所得者に対する保険料の軽減措置について、経済動向等を踏まえた見直しを行い、軽減措置を拡充することで低所得層の負担を軽減する。

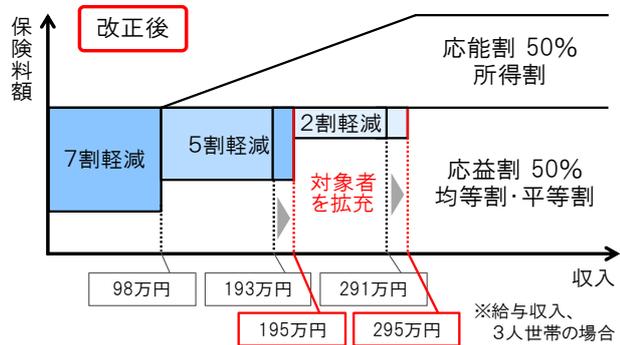


① 2割軽減の拡大  
：軽減対象となる所得基準額の引き上げ

〈現 行〉基準額：33万円+51万円×被保険者数  
(例：給与収入 約291万円、3人世帯)

〈改正後〉基準額：33万円+**52万円**×被保険者数  
(例：給与収入 約295万円、3人世帯)

※本市対象者見込 4,083世帯⇒4,135世帯 (+52世帯)



② 5割軽減の拡大  
：軽減対象となる所得基準額の引き上げ

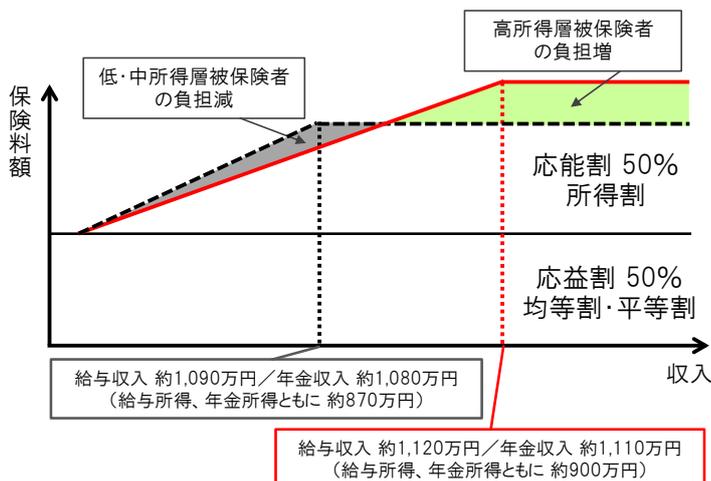
〈現 行〉基準額：33万円+28万円×被保険者数  
(例：給与収入 約193万円、3人世帯)

〈改正後〉基準額：33万円+**28.5万円**×被保険者数  
(例：給与収入 約195万円、3人世帯)

※本市対象者見込 4,484世帯⇒4,594世帯 (+110世帯)

### 国民健康保険法施行令の改正に伴い保険料の賦課限度額を改定

保険料負担の公平性確保のため、被用者保険のルールとのバランスを考慮し、限度額超過世帯の割合が1.5% (被用者保険では1.0~1.5%となるよう法定) に近付くように段階的に賦課限度額を引き上げる。



改正内容(世帯割合は厚労省の見込み)

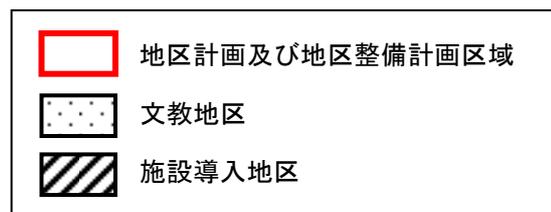
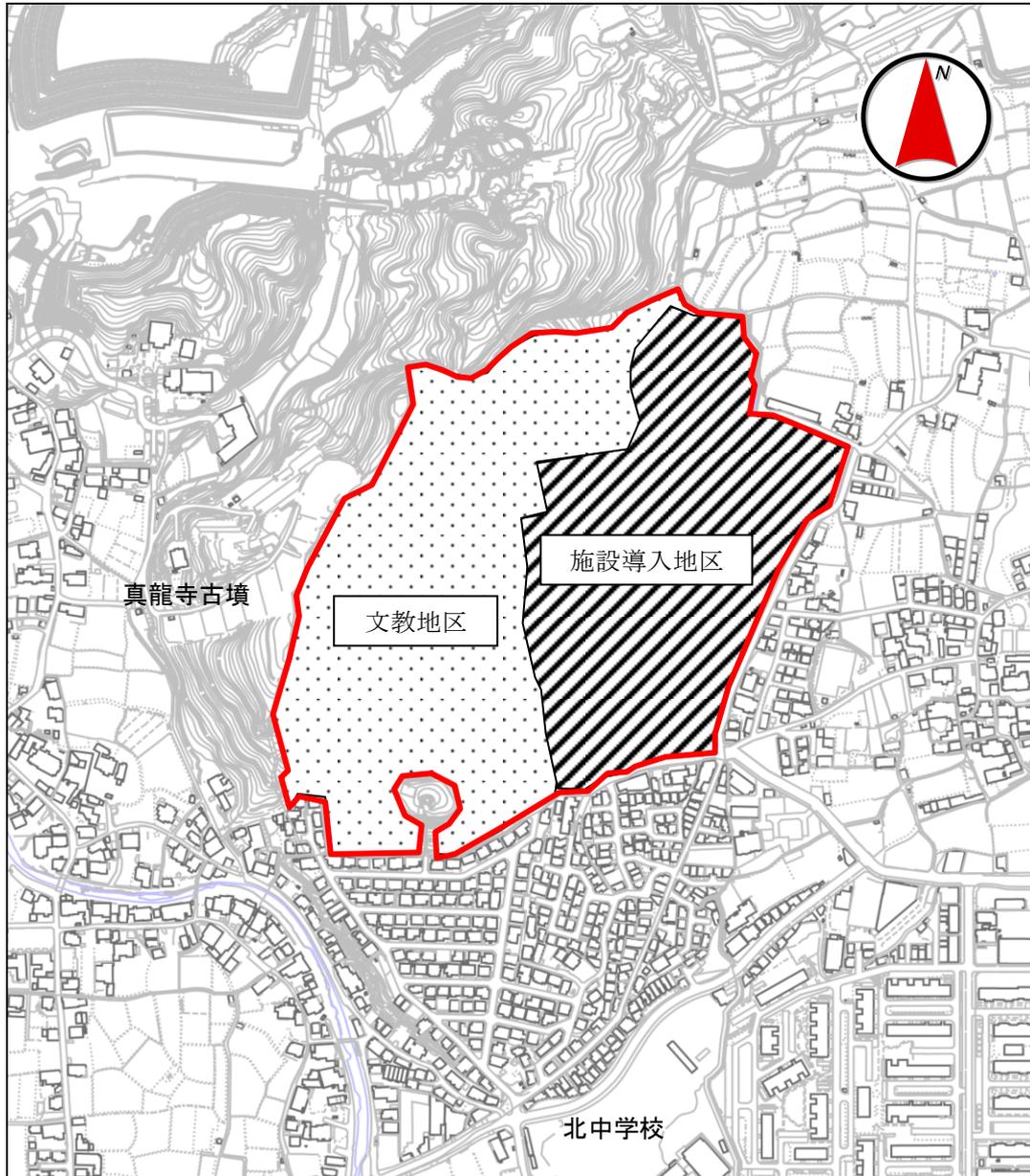
		現 行	見直し	差ポイント
医療分	金額	61万円	63万円	2万円
	限度超過世帯割	2.02%	1.93%	▲0.09
支援金分	金額	19万円	19万円	±0
	限度超過世帯割	1.79%	1.79%	0.00
介護分	金額	16万円	17万円	1万円
	限度超過世帯割	2.11%	1.99%	▲0.12
合計	金額	96万円	99万円	3万円
	限度超過世帯割	2.09%	1.93%	▲0.16

平成29年度国民健康保険実態調査に基づき令和2年度状況を推計

〈参考〉前回改正 (令和元年度)

- ・医療分 : 58万円→61万円 (+3万円)
- ・支援金分 : 19万円→19万円 (据置)
- ・介護分 : 16万円→16万円 (据置)

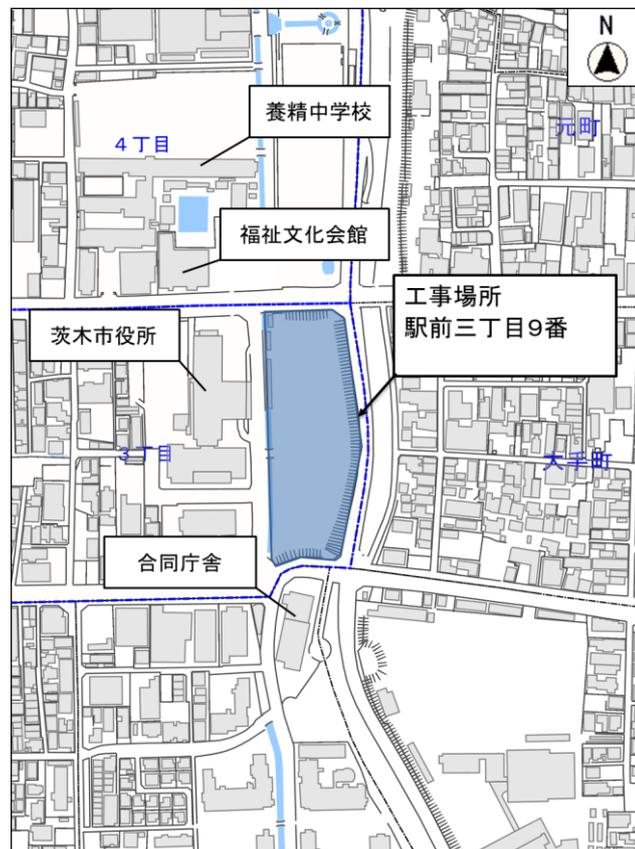
西安威二丁目地区地区計画 計画図



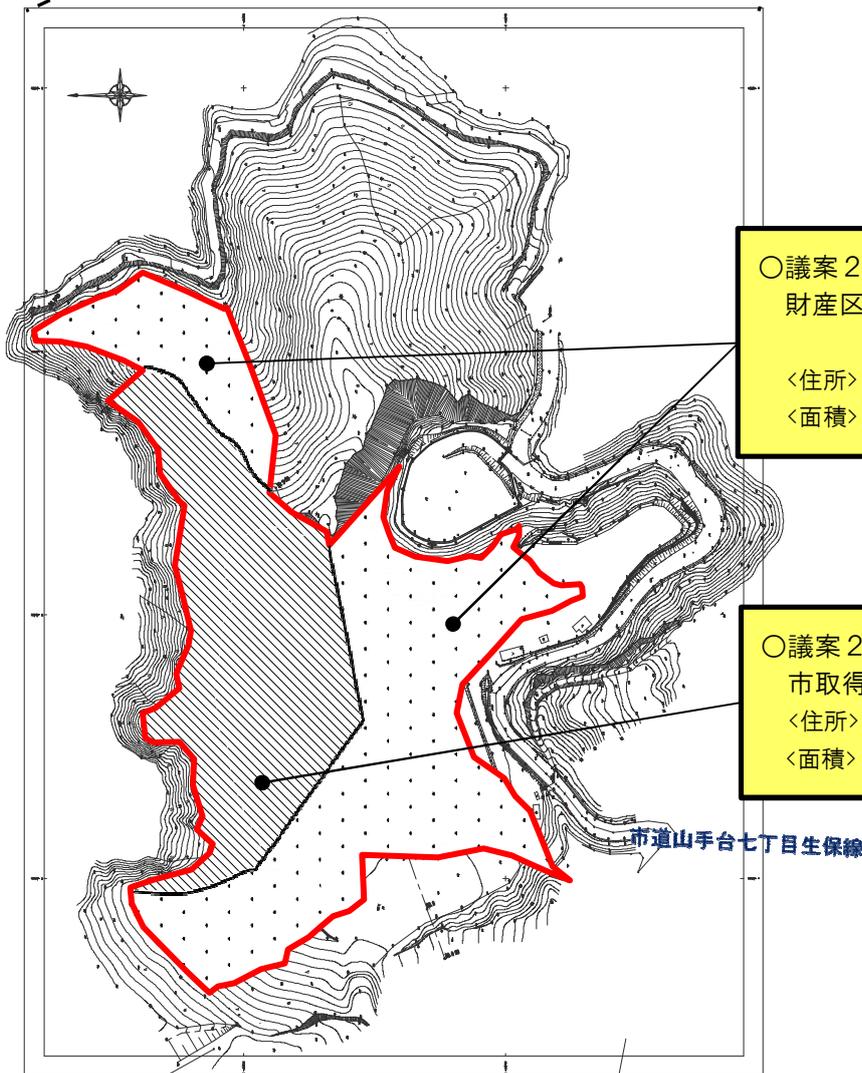
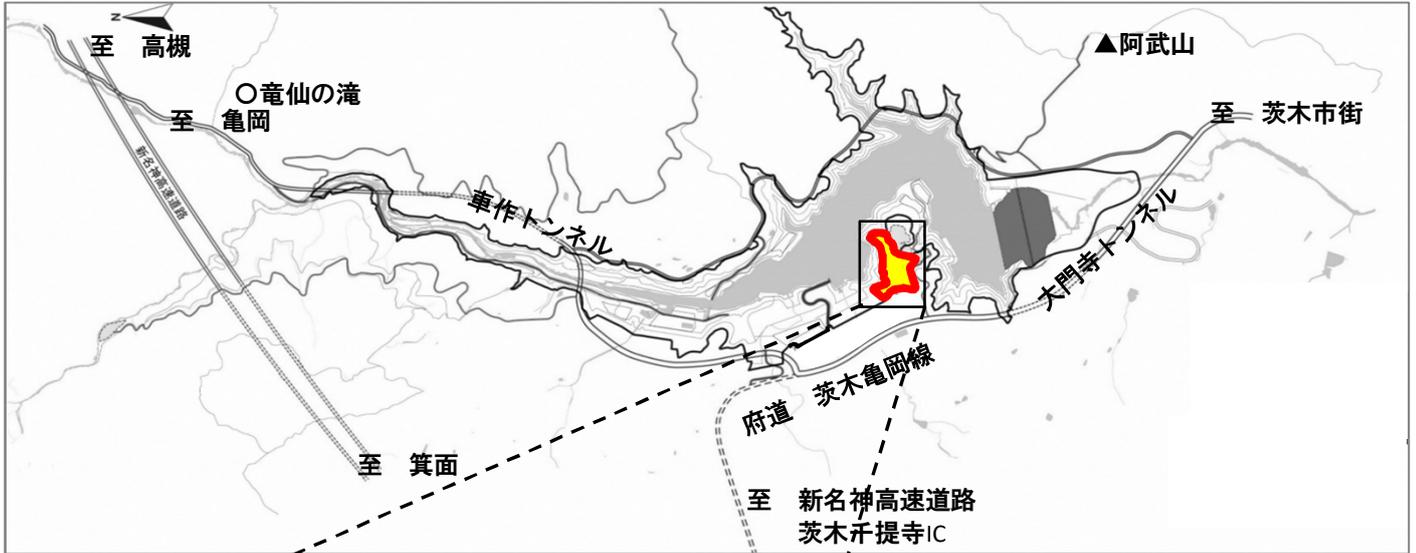
市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務

工事内容	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造		
	規模	地上7階建		
	建築面積	4,023.2 m <sup>2</sup>		
	延床面積	17,639.0 m <sup>2</sup>		
	基本設計	一式	実施設計	一式
	工事監理	一式	建築工事	一式
	電気設備工事	一式	機械設備工事	一式
	昇降設備工事	一式	外構工事	一式
	大屋根新設工事	一式	植栽工事	一式
	既設撤去工事	一式	関連整備工事	一式

位置図



### 財産区財産の処分・不動産（土地）取得 位置図



○議案22・23号①  
財産区財産の処分及び市取得予定地  
(大字生保財産区⇒市)  
〈住所〉茨木市大字生保1番1及び52番1  
〈面積〉13,548.69平方メートル

○議案23号②  
市取得予定地(地権者⇒市)  
〈住所〉茨木市大字車作135番1  
〈面積〉9,275.05平方メートル

## 令和元年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
1 市 税	200,000		200,000	補正予算額 200,000 (個人市民税 365,554、特別土地保有税 20,475、 法人市民税 △153,043、固定資産税 △14,479ほか)
2 地方譲与税	10,000		10,000	自動車重量譲与税 24,000 地方揮発油譲与税 △14,000
3 利子割交付金	△ 20,000		△ 20,000	
4 配当割交付金	40,000		40,000	
6 地方消費税 交 付 金	△ 130,000		△ 130,000	
7 ゴルフ場利用税金 交 付 金	9,000		9,000	
8 自動車取得税金 交 付 金	20,000		20,000	
11 地方交付税	284,749		284,749	普通交付税
12 交通安全対策 特 別 交 付 金	△ 8,000		△ 8,000	
13 分担金及び 負 担 金	468	468		バスターミナル利用分担金 612
14 使用料及び 手 数 料	△ 6,933	△ 15,278	8,345	学童保育室利用料 △18,786 市民体育館使用料 △6,901
15 国庫支出金	56,798	56,798		学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 438,500 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 160,187 保育所等整備交付金 △351,455
16 府 支 出 金	△ 18,366	△ 16,082	△ 2,284	地域医療介護総合確保基金事業費補助金 △30,998 老人医療費補助金 △12,652
17 財 産 収 入	99,104	30	99,074	不動産売却収入 99,344
18 寄 附 金	102,740	102,540	200	社会福祉事業寄附金 100,975 大阪府北部地震災害支援寄附金 1,605
19 繰 入 金	△ 263,022	△ 300,136	37,114	公共施設等総合管理基金繰入金 △296,876 財産区特別会計繰入金 37,114
21 諸 収 入	167,468	18,843	148,625	下水道等事業会計返還金 72,264 競艇事業収入 62,530
22 市 債	928,700	928,700		小学校校舎整備債 706,500 中学校校舎整備債 278,700
補 正 額 A	1,472,706	775,883	696,823	
補正前の予算額 B	93,606,453	35,241,319	58,365,134	
補正後の予算額 A + B	95,079,159	36,017,202	59,061,957	

## 令和元年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 13,066	△ 10,538	△ 2,228		△ 300		
2 総 務 費	364,632	52,256	11,717		△ 7,451	108,110	200,000
3 民 生 費	△ 305,888	△ 6,062	61,118	△ 205,588	252,407	△ 275,155	△ 132,608
4 衛 生 費	△ 22,123	△ 1,537	△ 98,876		△ 2,387	80,677	
5 労 働 費	△ 1,275		△ 218		△ 1,057		
6 農 林 水 産 業 費	△ 10,947	△ 1,606	△ 3,412		△ 1,765	△ 4,194	30
7 商 工 費	△ 56,156	△ 157	△ 366		△ 55,633		
8 土 木 費	150,326	6,407	△ 2,672		△ 6,190	153,581	△ 800
9 消 防 費	△ 25,635	△ 5,344	△ 2,121		△ 100	△ 18,070	
10 教 育 費	1,633,202	△ 6,366	△ 13,783	△ 24,701	△ 17,210	1,694,762	500
11 災 害 復 旧 費	△ 38,179		△ 5,108		△ 33,071		
12 公 債 費	△ 99,701						△ 99,701
13 諸 支 出 金	△ 102,484						△ 102,484
補 正 額 A	1,472,706	27,053	△ 55,949	△ 230,289	127,243	1,739,711	△ 135,063
補正前の予算額 B	93,606,453	15,393,153	18,513,524	28,777,978	7,255,922	9,477,332	14,188,544
補正後の予算額 A + B	95,079,159	15,420,206	18,457,575	28,547,689	7,383,165	11,217,043	14,053,481

# 令和元年度3月補正予算の内容について

## 1 基本方針

国の補正予算等による補助金や普通交付税等を活用し、小中学校のトイレの洋式化や校内通信ネットワークの整備、公共施設の空調設備等の改修を行うとともに、経年劣化等に伴う公共施設の利用環境の早期改善を図るため、障害福祉センターの空調改修や南市民体育館の駐車整備等を行うほか、事業完了に伴う精算等により生じる財源を活用して年度末までに不足する経費への対応を図る。

また、財政健全化等の取組みとして、基金の積立てや土地開発公社保有地の買戻しを行う。

なお、道路新設改良事業の期間変更等に係る継続費補正や、年度内に完了しない事業について繰越明許費を設定するとともに、私立保育所等建設補助事業に係る債務負担行為の限度額を変更する。

## 2 主な内容

### (1) 国の補助金を活用する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
<b>教育環境の充実</b>		<b>831,600</b>	<b>738,739</b>	<b>92,861</b>
小中学校トイレの洋式化 [繰越明許費] 【施設課】	追加内示や国の補正予算に伴う補助金を活用し、教育環境の充実を図るため、小中学校のトイレを改修（洋式化等）する。 工事（茨木小、安威小、沢池小、畑田小、玉島小、大池小、養精中、西中） 【財源：学校施設環境改善交付金(国) 100,319、市債 314,800】	448,100	415,119	32,981
小学校へのエレベーター設置 [繰越明許費] 【施設課】	追加内示による国の補助金を活用し、小学校にエレベーターを設置する。 工事（豊川小） 【財源：学校施設環境改善交付金(国) 6,781、市債 62,500】	90,200	69,281	20,919
小中学校の外壁及び屋上防水改修 [繰越明許費] 【施設課】	追加内示による国の補助金を活用し、小中学校の施設の長寿命化を推進するため、外壁改修及び屋上防水工事を行う。 工事（郡小、山手台小、南中） 【財源：学校施設環境改善交付金(国) 46,239、市債 208,100】	293,300	254,339	38,961
<b>小中学校のICT環境の整備</b>		<b>877,000</b>	<b>877,000</b>	
小中学校校内通信ネットワークの整備 [繰越明許費] 【教育センター】	国の補正予算に伴う補助金を活用し、GIGAスクール構想（児童生徒1人1台コンピュータ）の実現を図るため、校内通信ネットワーク環境を整備する。 【財源：公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(国) 438,500、市債 438,500】	877,000	877,000	
<b>公共施設の保全等</b>		<b>509,925</b>	<b>401,390</b>	<b>108,535</b>
公共施設の空調設備改修及び照明LED化 [繰越明許費] 【スポーツ推進課、市民課、人権・男女共生課】	国の補助金を活用し、公共施設の保全及び環境負荷の低減を図るため、空調設備等の改修や照明のLED化を実施する。 対象施設：斎場、男女共生センター、市民体育館 【財源：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(国) 152,490、市債 248,900】	509,925	401,390	108,535

## (2) 公共施設の利用環境の早期改善

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設の改修		<b>183,805</b>		<b>183,805</b>
市民プールの改修 【繰越明許費】 【スポーツ推進課】	屋外スライダーの滑降面やプール槽の塗装に劣化がみられることから、利用環境の早期改善を図るため、西河原市民プール及び五十鈴市民プールの改修を行う。	21,762		21,762
障害福祉センター空調設備の改修 【繰越明許費】 【障害福祉課】	空調機器に劣化がみられることから、利用環境の早期改善を図るため、障害福祉センターの空調設備の更新及び屋上防水改修を行う。	51,681		51,681
小学校屋内運動場等の改修 【繰越明許費】 【施設課】	小学校の屋内運動場の床・プール槽に劣化がみられることから、利用環境の早期改善を図るため、各施設の改修を行う。 対象施設：豊川小（屋内運動場）、清溪小（プール槽）	38,322		38,322
青少年センター空調設備の改修 【繰越明許費】 【社会教育振興課】	空調機器に劣化がみられることから、利用環境の早期改善を図るため、青少年センターの空調設備を更新する。	7,040		7,040
南市民体育館駐車場の整備 【繰越明許費】 【スポーツ推進課】	駐車場が不足している現状における利用環境の早期改善を図るため、南市民体育館の駐車場を整備する。 工事	65,000		65,000

## (3) 年度末までに不足する経費への対応

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
こども医療		<b>88,469</b>		<b>88,469</b>
こども医療費の増額 【こども政策課】	受診率及び対象者数の増加に伴い、こども医療費を増額する。	88,469		88,469
障害福祉サービス		<b>4,378</b>		<b>4,378</b>
生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金の増額 【障害福祉課】	サービス利用者数の増加に伴い、生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金を増額する。	4,378		4,378
療養給付費		<b>93,199</b>		<b>93,199</b>
療養給付費負担金の増額 【保険年金課】	後期高齢者医療広域連合への療養給付費の精算に伴い、療養給付費負担金を増額する。	93,199		93,199
住民健診		<b>37,798</b>	<b>21,263</b>	<b>16,535</b>
【一般会計+国保特会】 住民健診委託料の増額 【保健医療課】	住民健診の受診者数の増加に伴い、委託料を増額する。 【財源：住民健診国保被保険者負担分精算金(諸) 3,904、 保険給付費等交付金(特別交付金)(府) 17,359】	37,798	21,263	16,535

#### (4) トップアスリート支援

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
トップアスリートへの補助		<b>688</b>		<b>688</b>
トップアスリート支援補助金の増額 【スポーツ推進課】	トップアスリート支援補助金に係る申請者（強化指定選手等）の増加に伴い、補助金を増額する。	688		688

#### (5) 水路の整備

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
水路の改修		<b>27,000</b>	<b>20,250</b>	<b>6,750</b>
水路改修事業（谷山水路） 【繰越明許費】 【下水道施設課】	用地取得の事業進捗に伴い工事費を増額する。 工事 【財源：市債 20,250】	27,000	20,250	6,750

#### (6) 都市基盤の整備

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
JR総持寺駅周辺の整備		<b>214,425</b>		<b>214,425</b>
JR総持寺駅周辺整備事業 【道路交通課】	平成21年から使用貸借していた総持寺駅前線の歩道用地について、貸借期間が終了したため、用地の購入を行う。 用地	214,425		214,425

#### (7) 将来に向けた財政健全化等の取組み

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
基金の充実		<b>400,975</b>	<b>100,975</b>	<b>300,000</b>
特定目的基金の積立 【文化振興課、財産活用課、地域福祉課】	将来の財政負担等に備え、文化施設建設基金等への積立てを行う。 ・文化施設建設基金 : 200,000 ・公共施設等総合管理基金 : 100,000 ・福祉事業推進基金 : 100,975 【財源：社会福祉事業寄附金 100,975】	400,975	100,975	300,000
土地開発公社保有資産の買戻し		<b>183,710</b>	<b>147,000</b>	<b>36,710</b>
土地開発公社保有資産の買戻し 【道路交通課】	将来の財政負担等に備え、土地開発公社保有資産の買戻しを行う。 用地 【財源：市債 147,000】	183,710	147,000	36,710

(8) 継続費、繰越明許費、債務負担行為の補正

(単位:千円)

事業	内容等	設定額
<b>継続費</b>		
西河原市民プール維持補修事業 【スポーツ推進課】	契約確定に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成30年度～令和元年度 【補正前】 [総額] 162,500 [年割額] (H30) 97,500 (R1) 65,000 【補正後】 [総額] 141,630 [年割額] (H30) 97,500 (R1) 44,130	△ 20,870
J R 総持寺駅周辺整備事業 (総持寺駅前線) 【道路交通課】	契約確定に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成30年度～令和元年度 【補正前】 [総額] 490,000 [年割額] (H30) 194,760 (R1) 295,240 【補正後】 [総額] 480,593 [年割額] (H30) 194,760 (R1) 285,833	△ 9,407
J R 総持寺駅周辺整備事業 (総持寺駅前線) (その2) 【道路交通課】	契約確定に伴い年割額を変更する。 【期間】令和元年度～令和3年度 【補正前】 [総額] 650,000 [年割額] (R1) 260,000 (R2) 130,000 (R3) 260,000 【補正後】 [総額] 650,000 [年割額] (R1) 237,320 (R2) 118,660 (R3) 294,020	—
橋梁新設改良事業 (あけぼの橋) 【道路交通課】	契約確定に伴い年割額を変更する。 【期間】令和元年度～令和2年度 【補正前】 [総額] 340,000 [年割額] (R1) 136,000 (R2) 204,000 【補正後】 [総額] 340,000 [年割額] (R1) 122,910 (R2) 217,090	—
道路新設・改良事業 (補助分) (天王一丁目沢良宜西二丁目線) 【道路交通課】	事業進捗への対応等に伴い、期間及び年割額を変更する。 【補正前】 【期間】平成30年度～令和元年度 [総額] 110,000 [年割額] (H30) 30,930 (R1) 79,070 【補正後】 【期間】平成30年度～令和2年度 [総額] 110,000 [年割額] (H30) 30,930 (R1) 15,460 (R2) 63,610	—

(単位:千円)

事業	内容等	設定額
<b>繰越明許費</b>		
市民体育館空調設備等改修事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	138,246
南市民体育館駐車場整備事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	65,000
西河原市民プール改修事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	13,512

(単位:千円)

事業	内容等	設定額
五十鈴市民プール改修事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	8,250
男女共生センター空調設備等改修事業 【人権・男女共生課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	267,112
障害福祉センター空調設備等改修事業 【障害福祉課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	62,476
斎場空調設備等改修事業 【市民課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	104,567
安威川ダム周辺整備制度設計等検討事業 【北部整備推進課】	事業者との調整に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	17,539
水路改修事業 (谷山水路) 【下水道施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	45,000
小学校屋内運動場改修事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	27,958
小学校プール改修事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	10,364
小学校営繕事業 (トイレ改修) 【施設課】	国の補助金の追加内示等を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	324,500
小学校営繕事業 (エレベーター設置) 【施設課】	国の補助金の追加内示を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	90,200

(単位:千円)

事業	内容等	設定額
小学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修) 【施設課】	国の補助金の追加内示を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	191,100
小学校通信ネットワーク整備事業 【教育センター】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	612,000
中学校営繕事業 (トイレ改修) 【施設課】	国の補助金の追加内示を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	123,600
中学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修) 【施設課】	国の補助金の追加内示を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	102,200
中学校通信ネットワーク整備事業 【教育センター】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	265,000
青少年センター空調設備改修事業 【社会教育振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,040
住宅改修支援事業 【居住政策課】	被災住宅の改修に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	14,900

(単位:千円)

事業	内容等	限度額
<b>債務負担行為</b>		
私立保育所等建設補助事業 【保育幼稚園総務課】	令和元年度一般会計当初予算で措置した私立保育所等の建替えに係る建設補助について、事業者の工事進捗状況等を踏まえ、債務負担行為の限度額を変更する。 [期間] 令和2年度 [限度額] 370,166千円 ⇒ 391,719千円	21,553

## (9) 特別会計等

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
特別会計等		
財産区特別会計 (補正第1号) 【財産活用課】	大字生保財産区の売払に伴う財産区交付金の増など [歳入] 財産収入 185,572 [歳出] 諸支出金 148,458 繰出金 37,114	185,572
国民健康保険事業特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	一般被保険者に係る療養給付費の増など [歳入] 国庫支出金 51 府支出金 692,422 繰入金 $\Delta$ 179,948 繰越金 171,490 [歳出] 総務費 $\Delta$ 12,035 保険給付費 678,041 保健事業費 18,009	684,015
後期高齢者医療事業特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	職員給与費の減 [歳入] 後期高齢者医療保険料 246 繰入金 $\Delta$ 8,811 諸収入 613 [歳出] 総務費 $\Delta$ 7,952	$\Delta$ 7,952
介護保険事業特別会計 (補正第1号) 【長寿介護課】	通所系サービス等の地域支援事業費の減など [歳入] 介護保険料 $\Delta$ 197,386 国庫支出金 44,883 支払基金交付金 $\Delta$ 53,715 府支出金 $\Delta$ 36,651 繰入金 $\Delta$ 44,824 繰越金 243,802 [歳出] 総務費 $\Delta$ 24,189 要介護認定費 5,081 保険給付費 $\Delta$ 85,220 地域支援事業費 $\Delta$ 127,333 基金積立金 209,260 諸支出金 $\Delta$ 21,490	$\Delta$ 43,891
下水道等事業会計 (補正第1号) 【下水道総務課、下水道施設課】	【収益的収支】 流域下水道負担金の減など (収入) 275,682 (支出) $\Delta$ 30,288 【資本的収支】 公共下水道整備工事費の減など (収入) $\Delta$ 305,166 (支出) $\Delta$ 284,334	$\Delta$ 314,622
水道事業会計 (補正第1号) 【水道総務課】	【収益的収支】 受水費の増など (収入) 0 (支出) 74,689 【資本的収支】 職員給与費の減など (収入) 0 (支出) $\Delta$ 20,000	54,689